

参 考 図 表

- 1 海洋に係る基本指標
- 2 各府省における海洋に関する業務一覧
- 3 地方公共団体における海洋の施策（アンケート集計結果）
- 4 平成20年度における主な研究成果について
- 5 海洋基本計画における主な海洋施策

表1 海洋に係る基本指標

・世界の指標

項目	データ	備考
国連海洋法条約批准国数	158カ国・地域(平成21年6月)	日本は平成8年6月に批准(国連ホームページより)
世界の海上輸送量	77億4,500万トン(平成20年)	(* 3)
世界の漁業・養殖業生産量	1億5,648万トン(平成19年)	(* 2)
世界の海賊発生件数	293件(平成20年)	国際商業会議所国際海事局作成レポートより
うち東南アジア	54件(平成20年)	
うちソマリア沖	111件(平成20年)	
世界の新造船建造量	6,769万総トン(平成20年)	(* 3)

・日本の指標

項目	データ	備考	
海洋産業の国内総生産額	約 16兆5,000億円(平成12年)	国内総生産の1.48%(注1)	
海洋産業の従業者数	約 101.5万人(平成12年)	(注1)	
海運関連			
我が国の海上貿易量	9億6,406万トン(平成19年)	総貿易量の99.7%(* 3)	
海上輸送による輸入量	8億1,384万トン(平成19年)	総輸入量の99.8%(* 3)	
海上輸送による輸出量	1億5,022万トン(平成19年)	総輸出量の98.9%(* 3)	
日本人船員数	73,389人(平成20年)	(* 3)	
うち外航船員数	2,621人(平成20年)	(* 3)	
うち内航船員数	30,074人(平成20年)	(* 3)	
うち漁業船員数	24,921人(平成20年)	(* 3)	
その他	15,773人(平成20年)	引船、はしけ、官公庁船の船員数(* 3)	
国内旅客輸送人員	10,079万人(平成19年度)	(* 3)	
海難船舶隻数	2,414隻(平成20年)	(* 5)	
海賊被害件数	12件(平成20年)	日本籍船・日本事業者運行の外国船の数字 (国際商業会議所国際海事局作成レポートより)	
日本の新造船建造量	1,866万総トン(平成20年)	世界の新造船建造量の27.6%(第2位) (* 3)	
漁業関連			
漁業・養殖業生産額	1兆6,539億円(平成19年)	(* 2)	
漁業・養殖業生産量	572万トン(平成19年)	世界第5位(* 2)	
漁業従事者数	20.4万人(平成19年)	(* 2)	
港湾・漁港の数			
港湾数	997港(平成21年4月1日)	国土交通省港湾局調べ	
漁港数	2,917港(平成21年1月1日)	農林水産省ホームページより	
我が国の船舶数			
外航海運	日本籍船	98隻(平成20年6月30日現在)	我が国外航海運企業が運航する2000総トン以上の外航商船群(* 3)
	外国用船	2,555隻(平成20年6月30日現在)	
内航海運	旅客船	2,333隻(平成21年4月1日現在)	(* 3)
	貨物船	5,809隻(平成21年3月31日現在)	(* 3)
漁船	210,246隻(平成18年)	すべての海面漁業経営体が、直接漁業生産のために使用した漁船隻数(* 2)	
プレジャーボート(保有隻数)	324,800隻(平成19年度)	特殊小型船(PWC)、プレジャーモーターボート、プレジャーヨット及び遊漁船の合計 (小型船舶統計(日本小型船舶検査機構)より)	
小型船舶免許件数	316万人(平成20年度末)	国土交通省海事局調べ	

表1 海洋に係る基本指標

(参考)海洋に係る基礎的データ

・世界のデータ

項目	データ	備考
海洋の面積	3億6,203万km ²	地表面積5億0,995万km ² の70.8%(*6)
太平洋海域の面積	1億8,134万km ²	オホーツク、日本海等を含む(*6)
大西洋海域の面積	9,431万km ²	地中海、黒海等を含む(*6)
インド洋海域の面積	7,412万km ²	紅海、ペルシャ湾を含む(*6)
北極海	1,226万km ²	(*6)
海洋の平均水深	3,729m	(*6)
最深の水深	10,920m	マリアナ海溝(*6)

・日本のデータ

項目	データ	備考
我が国の領海と排他的経済水域の合計面積	約447万km ²	内水を含む (海上保安庁海洋情報部調べ)
我が国の海岸線の距離	3万5,340km	(*4)
離島の数	6,847島	北海道、本州、四国、九州、沖縄本島を除く 岸線0.1km以上の島数 (*1) および国土交通省局離島振興課調べ
有人離島の数	421島	
無人離島の数	6,426島	

(注1) 海洋産業の活動状況に関する調査報告書による推定値

報告書については (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/chousa/kaiyousangyou.html>) 参照

* 各種データの出典について、政府刊行物等掲載のものについてはその刊行物を記しております。

- * 1 統計年鑑(総務省統計局)
- * 2 水産白書(農林水産省水産庁)
- * 3 海事レポート(国土交通省海事局)
- * 4 海岸統計(国土交通省河川局)
- * 5 海上保安レポート(国土交通省海上保安庁)
- * 6 理科年表(丸善/国立天文台編)

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
内閣府	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)	参事官(重点分野担当)	・科学技術(フロンティア分野のうち海洋)の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策の企画立案業務等
	政策統括官(防災担当)	参事官(地震・火山対策担当)	・東海地震や東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の津波避難対策業務 ・中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」における東京湾の高潮による大規模水害対策業務等
	沖縄振興局		・沖縄の離島における社会資本整備に係る業務 ・沖縄における赤土等の発生源対策業務等
警察庁	生活安全局	地域課	・水上警察に関する業務 ・水難事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する業務等
総務省	消防庁	予防課 特殊災害室	・海上災害に関する消防上の対策に関する業務
		国民保護・防災部 防災課国民保護運用室	・津波、高潮等による災害の予防、応急対策及び普及に関する業務 ・津波警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、住民に瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALEAT)」の整備に関する業務
法務省	刑事局	国際課	・旗国通報関連業務(国連海洋法条約に基づき、海上犯罪等に関し我が国がとった措置等を通報)
外務省	総合外交政策局	海上安全保障政策室	・海賊対策、アジア海賊対策地域協力協定の活動に係る業務 ・ASEAN地域フォーラム(ARF)における海上の安全に関する業務
	軍縮不拡散・科学部	国際科学協力室	・以下の機関等の設立文書作成に関する業務等 - 地球観測に関する政府間会合(GEO) - 国際移動通信衛星機構(IMSO) - 統合国際深海掘削計画(IODP) - 北太平洋の海洋科学に関する機関(PICES)
	アジア大洋州局	地域政策課	・国境を越える犯罪に関するASEAN+3協力に係る業務(海賊対策、海上テロ対策)
	経済局	経済安全保障課	・エネルギー・鉱物資源の開発に関する業務
		漁業室	・多国間での漁業資源の保存及び管理のための体制構築・維持・運用に関する業務
	国際協力局	専門機関課	・国際海事機関(IMO)に関する業務 ・国際水路機関(IHO)に関する業務
		地球環境課	・船舶等からの投棄を原則として禁止するロンドン条約1996年議長書に関する業務 ・北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)に関する業務
	国際法局	海洋室	・国連海洋法条約に関する業務(含:大陸棚限界委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所)
各地域局	各地域課	・海洋及び漁業に関する二国間協定又は協議の体制構築、維持及び運用に関する業務	
財務省	関税局	監視課	・関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶等の取締りに関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
文部科学省	生涯学習政策局	社会教育課	・社会教育(水族館等の博物館を含む。)における海洋に関する教育の推進に係る業務
	初等中等教育局	教育課程課	・海洋に関する教育も含む初等中等教育の教育課程に係る企画、立案等に関する業務
		児童生徒課 産業教育振興室	・高等学校の教科「水産」に関する教育の推進に係る業務
	高等教育局	専門教育課	・高等教育機関における海洋に関する人材の育成に関する業務
	研究開発局	地震・防災研究課	・地震計・津波計等の各種観測機器を備えた稠密な海底ネットワークシステムの技術開発に関する業務 ・地震調査研究推進本部等の方針に基づく、東南海・南海地震等の海溝型地震に関する調査観測研究や沿岸海域活断層等の調査研究に関する業務 等
		海洋地球課	・海洋科学技術の研究開発に関する基本的な政策の企画・立案・推進業務 ・独立行政法人海洋研究開発機構の事業管理などに関する業務 ・競争的研究資金「海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム」による技術開発に関する業務 ・統合国際深海掘削計画(IODP)の推進、及び政府間海洋学委員会(IOC)への参画など、海洋に関する国際協力業務 等
		地球・環境科学技術推進室	・GEOSS(全球地球観測システム)10年実施計画に基く、地球観測・予測研究の実施に関する業務 ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書策定に資するための、地球シミュレータを活用した気候変動予測等の科学的基礎提供に関する業務 ・全地球に関する多様な観測データを体系的に収集蓄積し、処理、解析、提供に関する業務
	独立行政法人 海洋研究開発機構		・海洋科学技術に関する研究の推進(地球環境観測研究、地球環境予測研究、地球内部ダイナミクス研究、海洋・極限環境生物研究)、共同研究および研究協力の推進、統合国際深海掘削計画の推進、独創的・萌芽的な研究の推進 ・海洋に関する研究開発成果の普及、情報発信、普及広報活動、研究開発成果の権利化および適切な管理 ・海洋に関する研究開発等を行う者への研究船(地球深部探査船など)の供用、試験研究施設(地球シミュレータなど)の供用 ・海洋にかかわる研究者および技術者の養成と資質の向上 等
	スポーツ・青少年局	青少年課	・海洋等における青少年の自然体験活動の促進業務
	文化庁	文化財部(伝統文化課、記念物課、参事官付(建造物担当))	・文化財(海洋に関連のある文化財を含む)に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
農林水産省	林野庁	国有林野部 (経営企画課、業務課)、森林整備部(治山課、研究・保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林制度による海岸林等の適正な管理に関する業務 ・治山事業等による海岸林等の整備・保全に関する業務 ・津波などにより被災した海岸林等及びこれに係る施設を復旧するための災害復旧等事業に関する業務
	水産庁	漁政部 (漁政課、企画課、水産経営課、加工流通課、漁業保険管理官)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産庁の所掌事務に関する総合調整業務 ・水産に関する総合的な政策の企画及び立案に関する業務 ・漁業経営対策に関する業務、水産業協同組合への指導監督業務、水産金融制度に係る業務 ・水産物の加工業・流通業に関する業務 ・漁船保険・漁業共済制度に関する業務
		資源管理部 (管理課、沿岸沖合課、遠洋課、国際課)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づくTAC及びTAEの設定等に関する業務、資源回復計画に関する業務、漁業取締り業務 ・漁業法に基づく沿岸・沖合漁業の指導監督業務、遊漁船業に関する業務 ・漁業法に基づく遠洋漁業の指導監督業務 ・漁業に関する国際協定等の業務、海外漁業協力業務
		増殖推進部 (研究指導課、漁場資源課、栽培養殖課)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産に関する試験研究業務 ・漁場の保全及び水産資源に関する試験及び研究に関する業務 ・沿岸漁業に係る漁場の保全に関する業務 ・海洋水産資源の開発の促進に関する業務 ・栽培漁業、養殖業等の「つくり育てる漁業」に関する業務
		漁港漁場整備部 (計画課、整備課、防災漁村課)	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港漁場整備法に基づく漁場整備・漁港整備等に関する業務 ・漁村・漁港海岸事業に関する業務、水産関連施設の災害復旧に関する業務
経済産業省	産業技術環境局	知的基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業技術総合研究所の海洋を含む地質調査に関する業務
	原子力・安全保安院	鉱山保安課	<ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行のうち、鉱山の保安に関する業務 等
	資源エネルギー庁	資源・燃料部政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭その他の鉱物等の安定的かつ効率的な供給の確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務 ・鉱業法の施行のうち、海洋にある鉱山に関する業務 ・深海底鉱業暫定措置法の施行に関する業務
		資源・燃料部鉱物資源課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務
		資源・燃料部石油・天然ガス課	<ul style="list-style-type: none"> ・海底下の石油、可燃性天然ガス等の鉱物資源の開発及び利用の推進に関する業務 ・日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の施行に関する業務 ・石油及び可燃性天然ガス資源開発法の施行に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	総合政策局	海洋政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋基本計画の下での国土交通省として推進すべき海洋施策の企画・立案及び関係各局との総合調整に関する業務 ・海洋汚染防止法に基づく、船舶起因の海洋汚染及び大気汚染並びに海上災害を防止するための規制に関する業務 ・申請に基づく海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する業務 等
	国土計画局		<ul style="list-style-type: none"> ・国土計画局の所掌事務のうち海洋利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する業務
	都市・地域整備局	下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・水質環境基準達成を目的とした下水道の基本計画である流域別下水道整備総合計画に関する業務 ・下水道の整備促進や高度処理導入の推進に関する業務
	都市・地域整備局	離島振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・離島における社会資本の整備・地域間交流の促進等の施策に関する業務
		特別地域振興官	<ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島、小笠原諸島における振興開発に関する業務
		公園緑地・景観課	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜部における都市公園整備等に関する業務
	河川局	水政課	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸（港湾に係る海岸を除く。）の行政監督に関する業務 ・公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立てに係る認可等に関する業務等
		河川環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境の保全等に資する河川環境の保全に関する政策の企画及び立案に関する業務
		砂防部保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理への取り組みに資する制度、予算、調査などの施策の企画及び立案等に関する業務 ・陸域と一体的に行う沿岸域管理のための必要な措置に関する業務
		防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮等により被災した施設の災害復旧関係事業に関する業務 ・海岸域における水防活動に関する業務
		砂防部保全課海岸室	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全基本方針などの立案を、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に必要な措置に関する業務
	海事局	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関する業務 等
		安全・環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の航行の安全の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 ・海事局の所掌事務に関する環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		海事人材政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する業務 等
		外航課	<ul style="list-style-type: none"> ・外航に係る運送及び外航に係る船舶運航事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		内航課	<ul style="list-style-type: none"> ・水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する業務 等
		運航労務課	<ul style="list-style-type: none"> ・水上運送事業に係る輸送の安全の確保に関する業務 ・船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること 等
船舶産業課		<ul style="list-style-type: none"> ・造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する業務 ・船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通、及び消費の増進、改善及び調整に関する業務 等 	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務	
国土交通省	海事局	安全基準課	・船舶の施設に関する船舶の安全に関する基準の設定に関する業務 等	
		検査測度課	・船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する業務 ・船舶のトン数の測度及び登録に関する業務 等	
		海技課	・船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する業務 等	
	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構	共有建造支援部 共有船舶管理部	・各種の支援業務(・海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者で使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること、民間において行われる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資金又は高度船舶技術を用いた船舶等の製造、保守若しくは修理に必要な資金に充てるための助成金を交付すること 等) ・高度船舶技術に関する調査、情報収集・提供 等	
		企画調査部	・船舶、港湾分野の基礎的研究の実施・成果の普及	
	独立行政法人 航海訓練所		・商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対する航海訓練の実施	
	独立行政法人 海技教育機構		・船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授	
	独立行政法人 海上技術安全研究所		・船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等	
	港湾局	総務課		・開発保全航路に関する業務 ・港湾施設の整備に際する公有水面の埋立てに関する業務 ・港湾、海域の保安に係る情報収集・分析・提供 等
			港湾経済課 港湾情報化推進室	・スーパー中枢港湾の指定、港湾手続の統一化・簡素化等に関する業務
		計画課		・自然環境の保全等に配慮した港湾整備事業の実施等に関する業務 ・効率的かつ安定的な海上輸送を確保するための係留施設・航路等の整備等に関する業務 ・我が国の海上物流ネットワークの分析・港湾整備の方策等の検討に関する業務 等
			振興課	・海域・陸域一体となった施策等の総合的実施に係る調整等に関する業務 ・海洋の利用開発に係る施策の企画、立案等の業務
		技術企画課		・国際海上コンテナターミナル等の国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備に関する業務 ・離島の海上交通の安全性の確保等のための港湾及び開発保全航路の整備に関する業務
技術企画課 技術監理室			・水域施設や係留施設等の港湾の施設に対する性能規定に関する業務 ・港湾及び沿岸域の開発、利用、保全に係る先端的な研究・技術開発に関する業務 ・東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等の閉鎖性海域におけるゴミや油等を回収する海洋環境整備船の建造・配備に関する業務 ・大型浚渫兼油回収船の配備等に関する業務 等	
国際・環境課			・東京湾、大阪湾、伊勢湾、広島湾における「海の再生」プロジェクトに関する業務 ・沈没船・放置座礁船処理等に関する業務 ・港湾整備等により発生した浚渫土砂を有効工活用した覆砂、干潟等の造成、深堀跡の埋戻し等に関する業務 ・「港湾景観形成ガイドライン(平成17年3月策定)」に関する業務 等	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務	
国土交通省	港湾局	海岸・防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全基本方針などの立案、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸の保全に関する業務 ・大規模災害発生時等において海上輸送を確保するための耐震強化岸壁や基幹的広域防災拠点の整備等に関する業務 ・津波・高潮等の大規模自然災害によって被災した施設の被害拡大防止及び復旧に関する業務 等 	
	独立行政法人 港湾空港技術研究所		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震防災、津波防災、高潮・高波防災、海上流出油対策等沿岸域の人為的災害対応、閉鎖性海域の水質・底質の改善、沿岸生態系の保全・回復、広域的・長期的な海浜変形、港湾・空港施設の高度化、ライフサイクルマネジメント、水中工事等の無人化、海洋空間高度利用技術・環境対応型技術等に関する調査・研究・技術の開発・成果の普及等 	
	航空局	監理部 航空事業課	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航空路線の維持を図るための補助、離島における就航率の向上等を図るための衛星航法補強システム(MSAS)受信機購入費の補助に関する業務 	
	北海道局	参事官	<ul style="list-style-type: none"> ・北方領土隣接地域の市町等が単独事業として実施する水産資源増大対策事業などの地域の産業振興を図る施策の推進に要する経費補助に関する業務 	
	国土地理院	測地部		<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域(EEZ)の範囲を決定する基線を構成する離島等における三角点の新設や既設三角点の改測等の位置情報整備に関する業務
		測図部		<ul style="list-style-type: none"> ・離島の周期的な空中写真撮影に関する業務
		測地観測センター		<ul style="list-style-type: none"> ・標高の基準となる平均海面の高さの決定等のための全国25験潮場における潮位観測に関する業務 ・電子基準点を設置している沖ノ鳥島等における位置決定のための連続観測に関する業務
		地理地殻活動 研究センター		<ul style="list-style-type: none"> ・海岸昇降検知センターにおける各省庁及び公共機関等の登録潮位観測施設(144施設)の潮位観測データの一元的提供に関する業務
	気象庁			<ul style="list-style-type: none"> ・海洋を含む気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に係る業務 ・以下についての総合調整及び実施に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> -海上の気象等の観測及びその成果の発表 -海上の気象等の予報、注意報、警報等の発表 -地震・津波・火山噴火に関する観測とその成果の収集及び警報等の発表 -高潮・波浪等に関する観測と成果の収集、注意報・警報等の発表 -海流、海水温、海水等の海水象に関する観測と成果の収集、予報等の発表 -気候に関する情報の収集及び発表
		気象研究所		<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生の予知研究等に関する業務 ・津波予測研究に関する業務 ・水象に係る物理的及び地球化学的研究に関する業務 ・水象に係る予報の研究に関する業務 等
	海上保安庁	総務部		<ul style="list-style-type: none"> ・政策の企画・立案、海上保安庁内の総合調整等に係る業務
		装備技術部		<ul style="list-style-type: none"> ・船舶、航空機の建造・維持、各種装備に関する技術的事項の企画・立案等及び国有財産、物品等の管理に係る業務
警備救難部			<ul style="list-style-type: none"> ・海難救助、マリンレジャーの安全推進、国内及び外国船による密漁対策、密輸・密航対策、テロ対策、不審船・工作船対策、海洋環境の保全、海洋環境保全対策、海上環境事犯の摘発、事故災害対策、自然災害対策に係る業務 	
海洋情報部			<ul style="list-style-type: none"> ・海底地形の調査や航海に必要な情報の収集、海図や航行警報による情報提供等に係る業務 	
交通部			<ul style="list-style-type: none"> ・海難の調査やその分析結果に基づく海難防止対策の立案、航路標識の整備計画の策定等、海上交通業務に関する企画・立案・調整に係る業務 	
独立行政法人 海上災害防止センター			<ul style="list-style-type: none"> ・海上防災措置の実施、排出油等防除資機材の保有、海上防災訓練に関する業務、海上防災に関する調査研究、海上防災に関する情報の収集・整理・提供、国際協力の推進 等 	

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
国土交通省	運輸安全委員会		<ul style="list-style-type: none"> 船舶事故の再発防止、被害の軽減を目的とした調査に関する業務 関係する行政機関や事故を起こした関係者等への勧告等に関する業務
	国土技術政策総合研究所	沿岸海洋研究部	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸海洋における環境創造・共生型事業を評価する技術に係る研究に関する業務 沿岸海洋における環境モニタリング技術の開発とその応用に係る研究に関する業務
	地方整備局	河川部	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
	北海道開発局	建設部	<ul style="list-style-type: none"> 北海道での海岸保全施設整備事業等の実施に関する業務 北海道での直轄工事を施行する海岸の利用、保全に係る許認可等に関する業務
環境省	地球環境局	環境保全対策課	<ul style="list-style-type: none"> 海洋汚染防止法の下での海洋投入処分の許可審査に関する業務 国家的な緊急時計画に基づく油及び有害液体物質事故に準備・対応するための脆弱沿岸マップの作成及び更新業務 事業者からIMOに提出するバラスト水管理システム装置申請書の国内事前審査業務 漂流・漂着ゴミの削減に向けた取組の推進に関する業務 等
	水・大気環境局	水環境課	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域(海域を含む)についての水質環境基準の設定、排水規制に関する業務 都道府県が実施する公共用水域(海域を含む)の水質常時監視結果の報告に関する業務
		水環境課閉鎖性海域対策室	<ul style="list-style-type: none"> 東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量の総量の削減等に関する業務 瀬戸内海、有明海及び八代海の海域の環境の保全等に関する業務 等
	自然環境局	総務課自然ふれあい推進室	<ul style="list-style-type: none"> 海洋域を含むエコツーリズムの推進等に関する業務
		自然環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全基礎調査、重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)に関する業務 自然環境保全地域(海域を含む)の指定に関する業務 東アジアを中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク戦略、国内のサンゴ礁保全行動計画の策定に関する業務 海洋生物多様性の情報整備、海洋生物多様性保全戦略の策定に関する業務等
		国立公園課	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園の海中公園地区及び普通地域(海域)での許認可業務 国立・国定公園における海中公園地区の指定に関する業務 オニヒトデ駆除等のグリーンワーカー事業に関する業務
		野生生物課	<ul style="list-style-type: none"> 海鳥類など海洋に生息する野生生物の種の保存や保護管理に関する業務 国指定鳥獣保護区の指定や管理等に関する業務 等
	廃棄物・リサイクル対策部	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> 海岸(海岸保全区域外)に大量に漂着した廃棄物を市町村が処理した場合の支援に関する業務 海岸漂着物を含めた廃棄物の処理に必要な廃棄物処理施設や浄化槽の整備に対する市町村への支援に関する業務 等
		浄化槽推進室	<ul style="list-style-type: none"> 離島における浄化槽の整備に関する業務

表2 各府省における海洋に関する業務一覧

府省	局	部・課	海洋に関する主な業務
防衛省	防衛政策局	防衛政策課	・海洋政策に関する業務
		国際政策課	・海上安全保障分野での各国との防衛交流等に関する業務
		防衛計画課	・海上自衛隊の組織、編成、装備、配置等に関する業務
		調査課	・海洋情報に関する業務
	運用企画局	事態対処課	・海上警備行動、警戒監視等自衛隊の行動に関する業務
		運用支援課	・海上自衛隊の部隊訓練等に関する業務
	海上自衛隊		・海上における人命・財産の保護 ・周辺海域の警戒監視 等

表3 地方公共団体における海洋の施策

注意) この表は地方公共団体に対して実施したアンケート結果からの抜粋・編集をした結果であり、必ずしも地方公共団体の施策全体を網羅したものではありません。

関連記述：24ページ

第1部2節(6) 地方公共団体における海洋関連業務の概要 ~アンケートを通じて~

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
水産	沿岸水産資源開発区域の指定	海洋水産資源開発促進法 第5条	
	開発区域についての沿岸水産資源開発計画の作成	海洋水産資源開発促進法 第7条	
	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画の作成	沿岸漁場整備開発法 第7条の2	
	漁業等に対する養殖生産に関する指導指針の作成	持続的養殖生産確保法 第15条	海面養殖指導指針
	海洋生物資源の保存及び管理に関する(都道府県)計画の作成	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第4条	
	海洋生物資源採捕数量等報告規則の制定	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 第17条	
	海面漁業調整規則の制定	水産資源保護法 第4条 漁業法 第65条	
	保護水面の指定	水産資源保護法 第15条	
	保護水面についての管理計画の作成	水産資源保護法 第17条	
	水産業・漁村の振興に関する計画の作成	-	水産業・漁村振興計画、水産振興基本計画
	資源回復計画の作成	-	イカナゴ資源回復計画、底引き網漁業包括的資源回復計画
	漁港漁場整備法施行細則の制定	漁港漁場整備法	
	漁港区域の指定・管理	漁港漁場整備法 第6条、第26条	
	漁港管理条例の制定	漁港漁場整備法 第26条	
	漁港維持運営計画の作成	-	〇〇漁港維持運営計画
	漁港の保全上特に必要がある区域の指定	漁港漁場整備法 第39条	
	漁港の使用許可等に関する条例等の制定	漁港漁場整備法 第39条	
	漁港の占用料・土砂採取料に関する条例等の制定	漁港漁場整備法 第39条の5	
	特定漁港漁場整備事業計画の作成	漁港漁場整備法 第17条	
広域漁港(漁場)整備事業基本計画等の作成	-	〇〇漁港広域漁港事業整備基本計画	

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
水産	漁港工事の分担金徴収に関する条例等の制定	-	漁港工事分担金徴収条例
	漁港整備等に関する構想の作成	-	・室蘭市追直漁港地域整備構想（Mランド構想） ・室蘭市追直地域マリンビジョン計画
港湾	港湾計画の作成	港湾法 第3条の3	
	港湾区域の申請・認可・管理、港湾隣接地域・臨港地区（都市計画区域外）の指定・管理、港湾施設の申請・管理	港湾法 第2条、第4条、第12条、第37条、第38条 （都市計画内の臨港地区については都市計画法 第8条）	
	占用料・土砂採取料に関する条例等の制定	港湾法 第37条	
	行為・工事等の規制に関する条例等の制定	港湾法 第37条	
	船舶の放置防止に関する条例等の制定	港湾法 第37条の3	
	入港料の徴収に関する条例等の制定	港湾法 第44条の2	
	（港湾区域）港湾区域内における公有水面の埋立免許料等に係る条例等の制定	港湾法 第58条	
	（臨港地区）臨港地区内の分区の指定	港湾法 第39条（分区の指定）	
	（臨港地区）臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例等の制定	港湾法 第40条（構築物の規制）	
	港湾区域の定めのない港湾の設定、管理	港湾法 第56条、第56条の2	
	港湾法第56条に関する施行細則の制定	港湾法 第56条	
	地方港湾審議会の設置等に関する条例等の制定	港湾法 第24条の2、第35条の2	
	重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定	国際航海船舶及び国際港湾船舶の保安の確保等に関する法律 第37条	
	プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例等の制定	-	プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例、係留保管の適正化に関する条例
沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例等の制定	-	放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
港湾	港湾計画の基礎となる長期計画基本構想等の作成	-	・白老港港湾計画基本構想 ・羽幌港長期計画基本構想 ・霧多布港長期計画
	港湾計画に則したまちづくり計画等の作成	-	・瀬棚港マリンタウンプロジェクト
	港湾の将来ビジョン、振興ビジョン等の作成	-	・小樽港将来ビジョン ・館山港港湾振興ビジョン ・八幡浜港（港湾・漁港）振興ビジョン ・清水港ビジョン
	みなとの色彩に関する計画の作成	-	・清水港・みなと色彩計画
海岸	海岸保全基本計画の作成	海岸法 第2条の3	
	海岸保全区域・一般公共海岸区域の指定・管理	海岸法 第3条、第5条、第37条の3	
	占用料・土石採取料に関する条例等の制定	海岸法 第11条、第37条の8	
	行為の制限等に関する条例等の制定	海岸法 第7条、第8条、第8条の2、第37条の4～6	
	管理に関するその他必要な事項を定める条例等の制定	海岸法 第7条、第8条、第8条の2、第11条、第37条の3～6、第37条の8	
	一般海域（海底を含む）の管理	国有財産法 第9条	
	使用又は収益の許可	国有財産法 第18条	
	行為の制限、管理に関するその他必要な事項を定める条例等の制定	-	・一般海域管理条例（大阪府、香川県、福岡県、熊本県） ・京都府海岸等管理条例 ・島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則
	占用料・土地採取料等に関する条例等の設定	-	・北海道海域使用料等徴収条例 ・和歌山県海底の土地使用料徴収条例 ・鹿児島県海底の土地使用料条例
	砂利採取計画に対する認可基準の作成	砂利採取法 第19条	・砂利採取計画認可基準（兵庫県）
	海砂採取を禁止する方針の作成、採取禁止区域の指定	-	一般海域における海砂採取に関する基本方針、海砂採取に関する基本方針、海砂採取にかかる採取禁止区域
海砂利採取の削減に関する計画の作成	-	・海砂利採取削減計画（有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づく）	

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
海岸	海岸への自動車乗り入れを規制する条例等の制定	-	・大磯町海岸自動車等乗り入れ禁止条例
	深夜花火を禁止に関する条例等の制定	-	・鎌倉市深夜花火の防止に関する条例
	埋立行為の遵守基準の設定	-	・横須賀市適正な土地利用の調整に関する条例
環境	国立公園の指定の申出	自然公園法 第5条	
	国立公園の公園計画の決定・追加の申出	自然公園法 第7条	
	国立公園の管理	自然公園法	
	海中公園地区の指定、地区内における行為への許可	自然公園法 第24条	
	普通地域内における行為への届出の受理	自然公園法 第26条	
	都道府県立自然公園の指定・管理	自然公園法 第59条、第60条	
	鳥獣保護事業計画の作成	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第4条	
	指定猟法禁止区域の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第15条	
	鳥獣保護区の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第28条	
	鳥獣保護区内の特別保護地区の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第29条	
	特定猟具使用禁止区域の指定	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第35条	
	自然環境保全地域の指定に係る意見	自然環境保全法 第22条	
	自然再生全体構想の作成、対象区域の指定	自然再生推進法 第8条	
	サンゴ礁の保全に関するマナー等の周知	-	・吉野海岸サンゴ礁生態系保全マナー（宮古島市）
	渡り鳥の保護のための計画の作成	-	・東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク活用整備計画（八代市）
	環境省令よりもきびしい排水基準の設定	水質汚濁防止法 第3条	
	総量削減計画の作成	水質汚濁防止法 第4条の3	
総量規制基準の策定	水質汚濁防止法 第4条の5		

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
環境	生活排水対策の推進に関する条例の制定	水質汚濁防止法 第14条の4	生活排水対策の推進に関する条例
	公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成	水質汚濁防止法 第16条	
	流域別下水道整備総合計画の作成	下水道法 第2条の2	
	下水道事業計画の作成	下水道法 第4条、第25条の3	
	下水道条例の制定	-	公共下水道条例
	環境基準（水質）に係る水域類型を当てはめる水域の指定	環境基本法 第16条	
	瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画の作成	瀬戸内海環境保全特別措置法 第4条	
	自然海浜保全条例の制定、自然海浜保全地区の指定	瀬戸内海環境保全特別措置法 第12条の7	
	有明・八代海の再生に関する県計画の作成	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律 第5条	
	ウミガメ保護に関する条例等の制定	-	・ウミガメ保護条例（美波町、福津市）
	ふるさとの環境保全に関する条例等の制定	-	・青森ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 ・京都府環境を守り育てる条例 ・京丹後市美しいふるさとづくり条例 ・長崎県未来につながる環境を守り育てる条例 ・ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例 ・御宿町きれいな海浜環境を守る条例 ・西予市沿岸域の環境保全に関する条例
	海岸の環境保全に関する条例等の制定	-	・海岸の環境保全に関する条例（鎌倉市）
	水質改善に関する計画等の作成	-	・松島湾リフレッシュ事業 ・富山県水質環境計画 ・第4期鹿児島湾水質環境管理計画
	環境基本計画の作成	-	環境基本計画
公害防止条例の制定	-	公害防止条例 生活環境の保全のための、排水基準を設定等	

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
都市	都市計画区域内における地域地区（風致地区、臨港地区）の指定	都市計画法 第8条	
	都市計画における都市施設の決定	都市計画法 第11条	
	風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定	都市計画法 第58条	
林野	保安林の指定	森林法 第25条の2	
	高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定	森林病虫害等防除法 第7条の5	
	樹種転換促進指針の制定	森林病虫害等防除法 第7条の6	
	地区防除指針の制定	森林病虫害等防除法 第7条の9	
	地区実施計画の作成	森林病虫害等防除法 第7条の10	
	都道府県防除実施基準の制定	森林病虫害等防除法 第7条の3	
	松くい虫被害対策自主事業計画の作成	-	松食い虫被害対策自主事業計画
防災林の保全・管理に関する計画の作成	-	・海岸防災林共同管理計画 (静岡：広野・用宗・石部海岸、富士海岸、榛原海岸)	
文化財	国指定史跡名勝天然記念物の管理	文化財保護法 第113条、第115条、第119条	
	史跡名勝天然記念物の保存管理計画の作成	-	・松島保存管理計画 ・史跡和賀江嶋保存管理計画 ・国指定名勝及び天然記念物「曾々木海岸」に係る保存管理計画 ・名勝伊豆西南海岸管理計画 ・名勝三保松原管理計画
	伝統的建造物群保存地区の指定に関する条例等の制定	文化財保護法 第143条	・伝統的建造物群保存地区保存条例 (平戸市)
	伝統的建造物群の保存に関する計画の作成	-	・平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存計画
	文化財の指定・管理に関する条例等の制定	文化財保護法 第182条	文化財保護条例
	文化庁長官の権限に属する事務の実行	文化財保護法 第184条	現状変更規制地区の種別と規制基準、保護地区
海底遺跡の活用方針の作成	-	・松浦市鷹島海底遺跡保存活用方針	

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
その他	公の施設の設置・管理に関する条例等の制定	地方自治法 第244条、第244条の2	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗町海水浴場管理運営規定 ・御宿町海水浴場等に関する条例 ・石川県海水浴場に関する条例 ・下田市海水浴場に関する条例 ・瀬戸内市海水浴場等に関する条例 ・南島原市海水浴場条例 ・宮崎県サンビーチーツ葉管理規則 ・読谷村海水浴場の設置及び管理に関する条例 ・南島原市マリンパークありえ条例 ・山形県海浜公園条例 ・志摩市南張海浜公園管理棟の設置及び管理に関する条例 ・和歌山県海浜公園設置及び管理条例 ・福岡市海浜公園条例 ・市原市海釣り施設の設置及び管理に関する条例 ・横浜市海づり施設条例 ・北谷アラハビーチにおける海浜施設利用許可取扱要綱 ・北谷北前海岸の海浜使用及び管理に関する条例 ・小樽市公共船客待合所条例 ・福岡市立ヨットハーバー条例 ・銚子マリーナの設置及び管理に関する条例 ・和歌山県マリーナ条例・施行規則 ・新居浜マリーナ設置及び管理規定・施行規則 ・鳴門市栈橋条例 ・高知県海岸緑地公園の設置に関する条例 ・美波町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
	総合計画の作成	地方自治法 第2条	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩市総合計画 ・洲本市総合基本計画 ・延岡市長期総合計画 ・岡垣町第4次総合計画後期基本計画 ・第4次豊前市総合計画基本計画
	景観に関する条例等の制定	景観法 第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・関門景観条例、同施行規則→関門景観形成指針、関門景観形成地区 ・宇和島市景観条例→遊子水荷浦地区景観計画→景観計画区域 ・景観計画区域（石垣市）
	地域再生計画の作成	地域再生法 第5条	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな水産・観光資源に恵まれたまち、港でつなげる地域防災の輪（三重県・鳥羽市）

表3 地方公共団体における海洋の施策

分類	地方公共団体の施策	根拠法	アンケート回答例 (具体例は「・」で記述)
その他	プレジャーボート等の事故防止に関する条例等の制定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例 ・三重県モーターボート及びヨット事故防止条例 ・長崎県遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例
	観光区域の保持に関する条例等の制定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・白浜町観光区域の保持に関する条例、同施行規則
	海域の利用調整に関するルール・ガイドラインの作成、協定の締結、潜水海域の設定等	-	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜利用のルール（鎌倉市） ・海・浜のルールブック（逗子市） ・宮古地域における海面の調和的利用に関する指針（沖縄県） ・海面利用に関する協定（宜野湾市） ・沿岸域の利用・保全ルール（恩納村）
	世界遺産地域の管理計画の作成	-	<ul style="list-style-type: none"> ・知床世界遺産地域多利用型統合的 海域管理計画 ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画
	海を活用したまちづくり計画の作成	-	<ul style="list-style-type: none"> ・日立市海の活用マスタープラン ・とやま21世紀海ビジョン
	豊かな流域づくり構想の作成	-	<ul style="list-style-type: none"> ・やまぐちの豊かな流域づくり構想（榎野川モデル）
	エコパークゾーン整備基本計画の作成	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自然と人の共生を目指す港湾とその周辺の整備計画（福岡市）
	防潮堤の保護に関する条例等の制定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤の保護のため、防潮堤に影響を与える工事等への規制、隣接地の規制など（大阪府）
	ポイ捨ての防止に関する条例等の制定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止等について定める。海岸も対象（吉富町）
	渡船の安全管理に関する規程の制定	-	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩町渡船事業の規程。事業を行うにあたって基づくべき決まりごと
温排水による影響の調査に関する計画の作成	-	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所等の前面海域において、発電所からの温排水が海洋生物に及ぼす影響を把握するための調査計画（福島県） 	

表4 平成20年度における主な研究成果について

発表月日	内容	機関
H21.5.11	海底に設置した基準点の位置をセンチメートルの精度で計測する海底地殻変動観測技術を開発し、2005年8月に宮城県沖の海洋プレート境界で発生した地震による地殻のひずみの解消から、再びひずみの蓄積が開始されるまでの移行過程を、海底の動きとして捉えることに、世界で初めて成功	海上保安庁、東京大学
H21.4.13	世界で初めてARGOS-3システムによる高速データ通信に成功	海洋研究開発機構
H21.4.2	国際北極ブイ計画IABPで展開されている氷上ブイが配信している観測データが北極海の気候循環解析の精度にとって極めて重要であることを解明	気象庁、海洋研究開発機構、同志社大学
H21.3.25	無魚粉飼料の開発で養殖業の発展に大きく貢献	水産総合研究センター
H21.3.25	放流したトラフグの自然繁殖を世界で初めて確認	水産総合研究センター
H21.3.25	カツオの遊泳層である中層の水温図を利用した魚群探索が有効であることを確認	水産総合研究センター
H21.3.19	簡易な操作で船舶の抵抗の計算ができる自動化CFD(数値流体力学)パッケージソリューションであるワンクリックCFDを新たに開発	海上技術安全研究所
H21.3.19	カンパチの養殖期間を約1年半から約1年へ大幅に短縮	水産総合研究センター
H20.12.18	ヤシガニの産卵場所を世界で初めて特定	水産総合研究センター
H20.12.10	世界初の小型船舶による深海探査機の遠隔制御システムを開発	海洋研究開発機構
H20.11.27	二重反転プロペラの最適設計ツールを提供	海上技術安全研究所
H20.11.22	マナマコの放卵・放精を誘発する神経ホルモンの解明に世界で初めて成功	水産総合研究センター、九州大学、自然科学研究機構
H20.10.30	タイ南部のインド洋沿岸において、過去2500年間の地層中から過去の津波の証拠を4層発見	産業技術総合研究所、タイ国チュロンコン大学、米国地質調査所、米国ワシントン大学、豪州地質調査所
H20.10.17	日本海溝域における深海クラゲの生態と役割の解明	海洋研究開発機構、水産総合研究センター、スペイン国海洋研究所、米国イーストストラスバーク大学など

表4 平成20年度における主な研究成果について

発表月日	内容	機関
H20.10.15	大型二枚貝タイラギの養殖技術の開発に成功	水産総合研究センター、田崎真珠(株)、長崎県総合水産試験場
H20.10.2	風波のある実海域での性能実験を異なる船種で実施し、実海域における燃費に関する性能評価指標がこの実験結果と良好に一致することを確認	海上技術安全研究所
H20.9.22	マリアナ諸島西方の太平洋において成熟ウナギの捕獲に世界で初めて成功	水産庁、水産総合研究センター
H20.9.15	地震時に断層内部で生じた高温の水の痕跡を世界で初めて発見	海洋研究開発機構、大阪大学、神戸大学など
H20.9.3	超音波によるFRPの厚みと硬化度評価手法の開発(平成18-19年度)」の研究を実施し開発した技術とアルゴリズムが国内初のプロトタイプ診断装置に搭載され下水道更生管(下水道管に熱硬化性樹脂を使用したFRPの内張り)の品質管理に貢献	海上技術安全研究所、芦森工業株式会社
H20.8.1	クロロフィルdを合成する光合成生物が地球上のあらゆる水界中に普遍的に分布していることを発見	海洋研究開発機構、京都大学
H20.7.29	新しい高圧培養法による生命の最高生育温度記録更新と高圧メタン生成	海洋研究開発機構
H20.7.22	世界各地の海底堆積物内にこれまでは数が少ないと考えられていたアーキア(古細菌)が大量に生息していることを発見	海洋研究開発機構、独国ブレーメン大学
H20.7.20	2軸船も対象、船型要目最適化プログラム“HOPE”を開発	海上技術安全研究所
H20.7.14	地球規模での異常気象を引き起こすインド洋ダイポールモード現象の発生を予測	海洋研究開発機構
H20.6.16	大深度小型無人探査機「ABISMO」が世界で初めてマリアナ海溝水深1万m超の海洋～海底面～海底下の連続的資料採取に成功	海洋研究開発機構

表5 海洋基本計画における主な海洋施策

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進
2. 大陸棚延長のための対策の推進
3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応
4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発
5. 安定的な国際海上輸送の確保
6. 海洋の安全に関する制度の整備
7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進
8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供
9. 海洋に関する研究開発の推進
10. 沿岸域の総合的な管理
11. 海洋管理のための離島の保全・管理

1. 我が国における海洋保護区の設定の推進

生物多様性の確保や水産資源の持続可能な利用に資するため、海洋保護区について、我が国におけるあり方を明確化するとともに、その適切な設定を推進する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【海洋保護区(MPA: Marine Protected Area)とは】

動植物相等を含む海域で、法律等により保護されている区域。
Marine Park(海中公園)、Marine Reserve(海洋保護区)などの名称を使用している国もあり、定義や用途は異なっている。

→国際的に統一された具体的な概念はない

環境保全に関する国際動向

- ・国連環境開発会議(1992年)
- ・生物多様性条約(1992年)
- ・ヨハネスブルグサミット(2002年)等

→生態系管理手法としてのMPAへの期待が高まる

豪州、米国等では、国内法に基づくMPAをそれぞれ独自に設定

環境保全に関する国内動向

我が国の周辺海域(特に沿岸域)においては、**環境の悪化、生態系かく乱の懸念、水産資源の減少等が問題化**

→海洋の持続可能な利用の危機

我が国における海洋保護区についての、
①設定目的の明確化
②海域利用実態を踏まえたあり方の明確化

海洋保護区を適切に設定

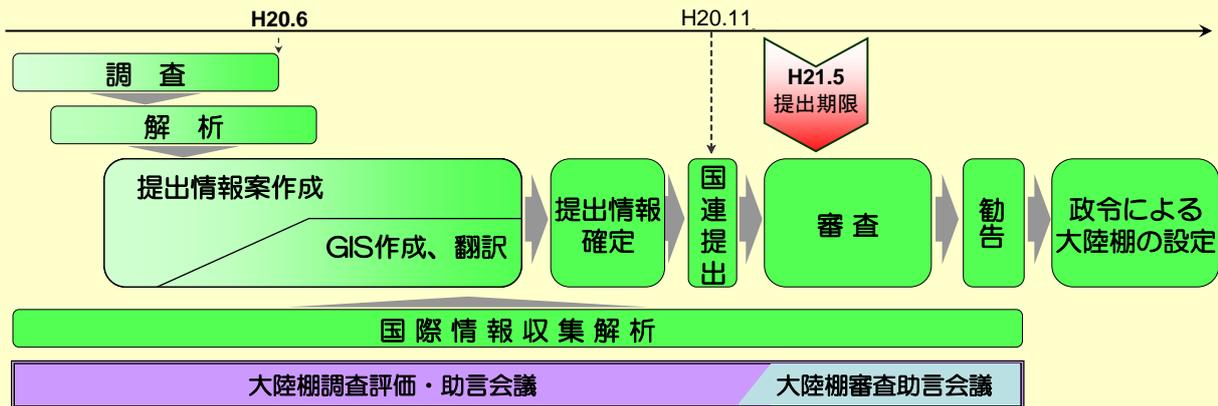
「日本型」海洋保護区についての国際的理解の醸成

2. 大陸棚延長のための対策の推進

平成20年6月に完了した大陸棚調査の成果に基づく国連提出情報の作成、「大陸棚の限界に関する委員会」での審査への対応等を行う。（外務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省 等）

国連海洋法条約

- ☆ 沿岸国の200海里までの海底等を「大陸棚」と規定するとともに、地形・地質的条件によっては200海里を超えて大陸棚を設定可能。
- ☆ 地形・地質データ等を含む大陸棚の限界に関する情報を、「大陸棚の限界に関する委員会」に提出し、その勧告に基づいて大陸棚の限界を設定することが必要。



3. 外国船による科学的調査・資源探査への対応

排他的経済水域等における鉱物資源の探査の管理及び外国船による科学的調査が、我が国の同意を得ずに実施される等の問題への対応策について、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じる。（外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等）

現状及び問題点

- 我が国は、外国船による海洋の科学的調査について、同意手続に関する法律を制定しておらず（日中間では「相互事前通報の枠組み」が存在）、ガイドラインにより対応。
- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査について、同意手続の不履行、同意条件の逸脱（資源探査と思われる行為を含む。）等の事例が発生。



外国海洋調査船

- 我が国EEZ等における外国船による科学的調査で生じている問題解決のため、近隣国同様、科学的調査・資源探査を規制するための法律を制定すべきとの指摘あり。

対

海洋の科学的調査・資源探査の法制化を行う場合を想定し、諸課題について検討。

応

留意点

科学的調査等を規制する場合

- ・ 我が国と相手国との主張が重複する海域が存在することに起因する問題や、暫定的な枠組みへの影響を考慮すべき
- ・ 外交交渉の柔軟性を確保すべき（交渉への影響の可能性）等との指摘あり。

4. エネルギー・鉱物資源の計画的開発

平成21年3月に策定した「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の下で排他的経済水域等に賦存する石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床の探査・開発を着実に推進。メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を目指す。（経済産業省 等）

国際的背景

- 資源価格の高騰に伴い、資源産出国において資源ナショナリズムが高揚。

平成20年に入ると100ドルを超える水準に



我が国の対策

- 資源外交による資源産出国との関係強化に加えて、自らの安定的な資源供給源として排他的経済水域等においてエネルギー・鉱物資源の開発を推進することが重要。

燃焼するメタンハイドレート



課題

- 石油・天然ガス：大水深海域等における探査の広域展開。特に三次元物理探査船の十分な活用。
- メタンハイドレート：海洋産出試験段階への移行。
- 海底熱水鉱床：資源量・環境影響の調査。採鉱・金属回収技術の開発。
- 以上は民間企業のみでは実施困難であり、国の主導による本格的な探査・開発が必要。

明確な目標と綿密な計画の下で、着実に推進。

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定

（平成21年3月）

【目標】メタンハイドレート及び海底熱水鉱床について、今後10年程度を目途に商業化を実現。

- 目標達成に至るまでの探査・開発の道筋（ロードマップ）
- そのために必要な技術開発
- 国、研究機関及び民間企業が果たすべき役割分担 等

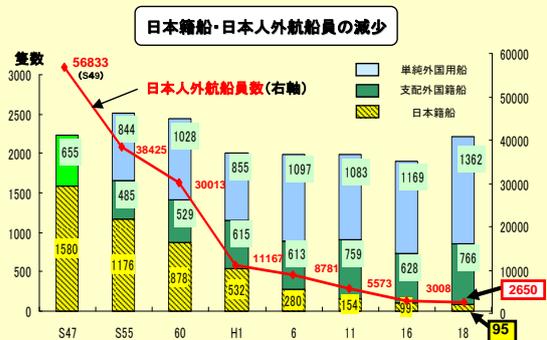
5. 安定的な国際海上輸送の確保

我が国の外航海運業の国際競争力の向上を図るとともに、日本籍船及び日本人船員の確保を図るための施策を講ずる。（国土交通省 等）

我が国の外航海運業の現状

四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済・国民生活を支えるライフラインとして極めて重要。

世界単一市場において国際競争が激化する中、我が国商船隊の核となるべき日本籍船及び日本人外航船員の総数は極端に減少し、憂慮すべき事態。



安定的な国際海上輸送の確保を図るための対策の実施が急務

具体的施策

国際競争条件の均衡化、日本籍船及び日本人船員の確保を図るため、トン数標準税制の創設等を行い、外航日本籍船を平成20年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員を10年間で1.5倍に。

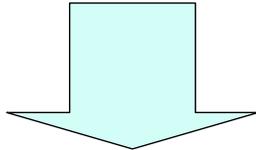
6. 海洋の安全に関する制度の整備

周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関わる船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。

(外務省、国土交通省、防衛省、警察庁 等)

現状及び
問題点

- 停留やはいかい等を伴う不審な航行をしている外国船舶により航行の秩序が乱されている。
- 密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や、海賊行為、海上輸送による大量破壊兵器の拡散のおそれ等がある。



海洋基本法の制定
「海洋の安全の確保」は同法の基本理念の一つ。

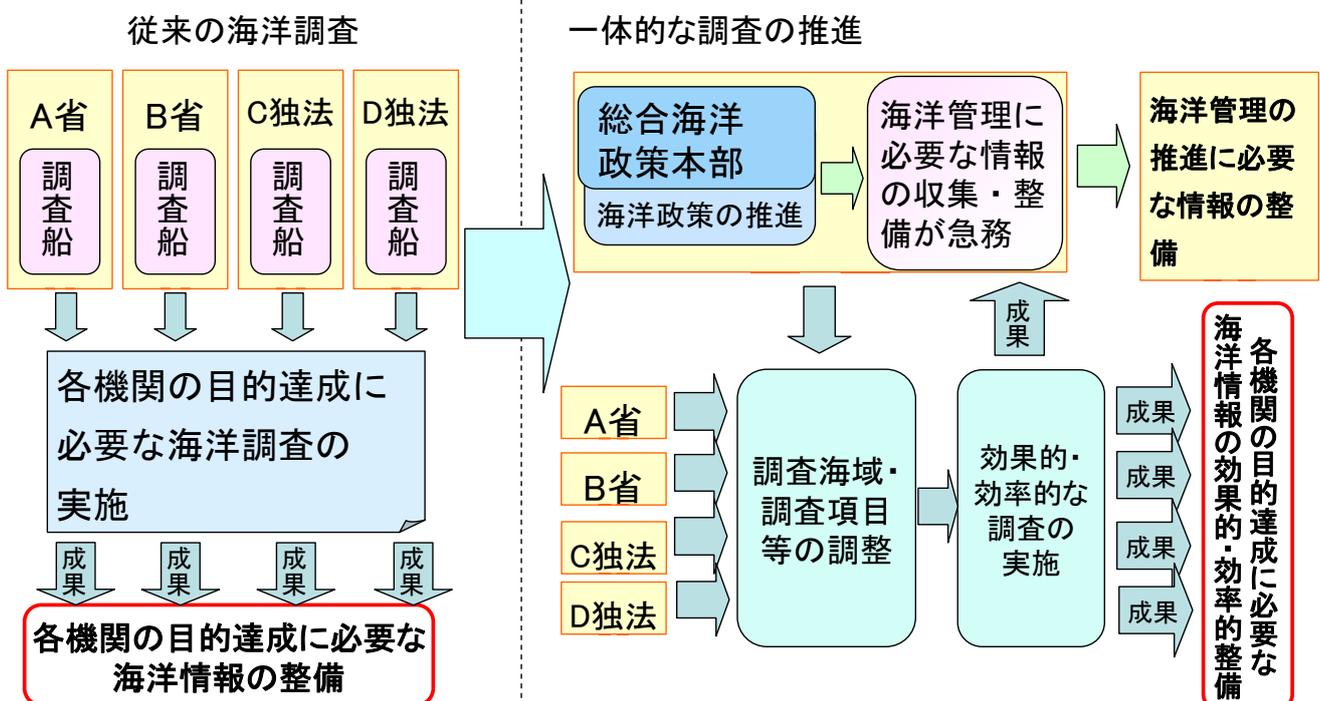
対応

- 領海等において外国船舶が正当な理由なく停留、はいかい等を行うことを禁止し、これに違反している外国船舶に対する立入検査・退去命令の措置等を規定する法案を、平成20年の通常国会に提出し成立。
- その他の法執行体制の整備について、関係省庁と連携・協力し、検討。

7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進

各府省等が実施する海洋調査について、効果的・効率的な調査を促進するため、調査海域、調査項目等の調整を行うとともに、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備を重点的に推進する。

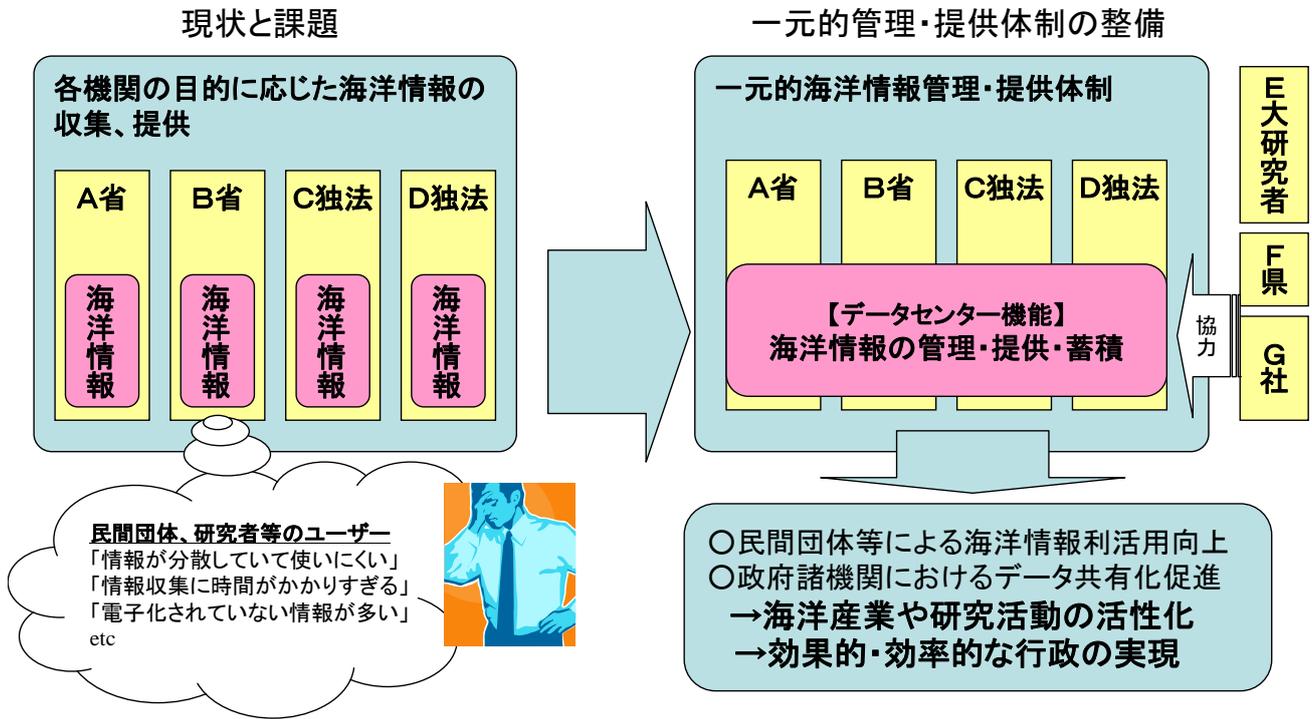
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等)



8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供

政府関係諸機関において保有している海洋に関する情報について、一元的管理・提供する体制を整備し、海洋産業の発展、科学的知見の充実、各機関の効果的・効率的な行政の実現を図る。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省 等)



9. 海洋に関する研究開発の推進

経済団体や学界等から提案される、海洋に関する府省横断的な研究プロジェクト等の構想のうち、他の施策に優先して行う必要があると認められるものについて、関係府省による対応体制を整備し、総合的に推進することにより、海洋の研究開発活動の活性化に資する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【現状と課題】

- 海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から、関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている。
- こうした開発構想は、概して関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結びつかない面がある。

【関係府省対応体制整備】

経済団体、学界等

- 府省横断的なプロジェクト提案
 - ・新しい海洋研究推進制度の創設
 - ・海洋開発拠点の形成
 - ・海洋情報ネットワークシステム
 - ・再生可能エネルギー開発等

緊密に連携

総合海洋政策本部

新しい構想の推進システムの構築

〔必要性、実現可能性、波及効果等を明確にし、費用対効果、他の施策との優先順位等を検討〕

↓
可能なものから府省連携型施策として総合的に推進

10. 沿岸域の総合的な管理

総合的な土砂管理の取組の推進等の海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築等を推進するとともに、地域の実情も踏まえた沿岸域管理のあり方を明確化し、施策を推進する。
(農林水産省、国土交通省、環境省 等)

沿岸域を取り巻く状況

1. ダムの整備、河道での砂利採取、沿岸構造物等の整備
2. 人口の集積等による生活排水等の発生
3. 陸域での諸活動によるゴミの発生
4. 臨海工業地帯の形成等に伴う海域の埋め立て
5. 漁業、海洋レジャー等海域利用ニーズの増大 等

沿岸域で生じている課題

1. 陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食の進行
(年間160ha(1978～1992の平均)の消失)
2. 生活排水等による閉鎖性海域等の汚濁の進行
3. 河川を通じて流入するゴミが漂流・漂着ゴミ問題の一因
4. 自然海岸、藻場、干潟、サンゴ礁等の減少 等
5. 海域における利用の輻輳、様々な利用形態間でのトラブルの発生

沿岸域の総合的な管理に向けて

- 陸域と海域を総合的・一体的に管理
※総合的な土砂管理の取組の推進
※栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進
※陸域・海域一体となったゴミ投棄抑制の取組
※自然に優しく利用しやすい海岸づくり 等
- 海面利用のルールづくりの推進等適正な利用関係の構築
- 地方公共団体を主体とする関係機関の情報共有・連携体制づくり

地域の実情を踏まえた沿岸域管理のあり方の明確化、施策の推進

11. 海洋管理のための離島の保全・管理

広大な管轄海域を設定する根拠の一部となる等重要な役割を担う離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、保全・管理に関する基本的な方針を策定するとともに、離島の保全・管理、振興を推進する。
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

離島の振興に関する現在の取組

- ・生活基盤、産業基盤の整備等に係る状況の改善
- ・地理的、自然的特性を活かした振興

- ・自立的発展の促進
- ・住民の生活の安定、福祉の向上

離島の現状

- ・人口減少、高齢化による衰退への懸念
- ・保全に関する明確な方針なし

離島のあり方に関する検討

- (有人) 定住環境の整備
- (無人) 離島の海洋政策上の位置付けの明確化に必要な検討

離島に期待される役割

- ・管轄海域の設定の根拠
- ・海上の安全確保
- ・海洋資源の開発、利用の活動拠点
- ・周辺海域の環境の保全 等

策定

海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(仮称)

- (方針のイメージ)
- ・保全・管理の体制、
 - ・保全・管理方策
 - ・取組のスケジュール 等

平成 21 年版 海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

平成21年8月発行

発行：内閣官房 総合海洋政策本部事務局